## 高速道路工事完了公告

**中日本高速道路株式会社公告第13号**

本会社において実施した高速道路の改築工事が下記のとおり完了しますので、道路整備特別措置法第22条第２項の規定に基づき公告します。

令和７年３月28日

中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　縄田　　正

記

| 路線名 | 工事の区間 | 工事の種類 | 工事完了の日 |
|---|---|---|---|
| 第一東海自動車道 | 愛知県豊橋市 | 改築工事 | 令和７年３月30日 |
| 第二東海自動車道横浜名古屋線 | 静岡県御殿場市駒門から<br>静岡県駿東郡長泉町大字元長窪まで | 改築工事 | 令和７年３月30日 |
| 第二東海自動車道横浜名古屋線 | 静岡県駿東郡長泉町大字元長窪から<br>静岡県浜松市浜名区引佐町東黒田まで | 改築工事 | 令和７年３月30日 |

## 高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

平成26年３月31日に西日本高速道路株式会社が公告した高速道路の料金の額及び徴収期間の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項に基づき公告します。

令和７年３月28日

西日本高速道路株式会社
代表取締役社長　芝村　善治

記

１．［２］⑵②ロ㈠のうち、「令和７年３月31日」を「令和８年３月31日」に改める。
１．［２］⑵⑪ハのうち、「令和７年３月31日」を「令和８年３月31日」に改める。
１．［２］⑵⑱ハのうち、「令和６年４月６日」を「令和７年４月５日」に改める。
２．［２］⑵①を次のとおり改める。
①　障害者割引
イ　割引をする自動車
身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第４項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年９月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付を受けている療育手帳（以下「手帳」という。）に、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）若しくは当該事務所を設置していない町村又は西日本高速道路株式会社及び他の有料道路事業者が共同で設ける申込窓口において、以下の㈠又は㈡の要件を満たすものとして、西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車。
㈠　手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、西日本高速道路株式会社が別に定めるもの。
㈡　手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第５号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年９月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき西日本高速道路株式会社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、西日本高速道路株式会社が別に定めるもの。
なお、上記自動車がＥＴＣシステムを利用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の納付を行おうとする場合は、西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、ＥＴＣクレジットカード又はＥＴＣパーソナルカードと車載器をともに使用する場合に限る。
また、上記㈠又は㈡の要件を満たす自動車以外の自動車であっても、西日本高速道路株式会社が別に定めるものについては、西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより本割引を適用するものとする。ただし、当該自動車がＥＴＣシステムを利用して無線通信により料金所を通行し通行料金の納付を行おうとする場合は、西日本高速道路株式会社が別に定める方法により通行する場合に限る。
ロ　割引率
割引率は50パーセント以下とする。
２．［３］のうち、「令和７年４月１日」を「令和７年３月30日」に改める。
別添５のうち、本州四国連絡高速道路株式会社が管理する道路（一般国道30号）の次に、
「京都府道路公社が管理する道路（山陰近畿自動車道）
京都府道路公社が料金徴収を開始する日から西日本高速道路株式会社が別に定める日まで

| | 与謝天橋立 |
|---|---|
| 宮津天橋立 | 6.1 |

」を加える。
３．［３］⑸のうち、「2024」を「2025」に改める。
３．［３］⑸①のうち、「西日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び兵庫県道路公社」を「西日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、京都府道路公社及び兵庫県道路公社」に改める。
３．［３］⑸③のうち、「令和６年４月１日から令和６年11月30日まで」を「令和７年４月１日から令和７年11月30日まで」に改める。
３．［３］⑸④イのうち、「大安インターチェンジ」を「いなべインターチェンジ」に改める。
３．［３］⑸④ロのうち、「京滋バイパス、油小路線、第二京阪道路、京奈道路、第二阪奈道路及び京都縦貫自動車道の全区間」を「京滋バイパス、油小路線、第二京阪道路、京奈道路、第二阪奈道路及び京都縦貫自動車道並びに京都府道路公社が管理する山陰近畿自動車道の全区間（ただし、山陰近畿自動車道の京丹後大宮インターチェンジから大宮峰山インターチェンジまでの区間については、当該区間の供用開始の日から適用する。）」に改める。
３．［３］⑸④トを次のとおり改める。
ト　熊本・佐賀・長崎コース
九州縦貫自動車道鹿児島線の古賀インターチェンジから八代ジャンクションまで並びに九州横断自動車道長崎大分線の長崎インターチェンジから鳥栖インターチェンジまで及び鳥栖ジャンクションから筑後小郡インターチェンジまでの区間並びに八代日奈久道路、長崎バイパス、武雄佐世保道路及び佐世保道路の全区間